

手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（職業紹介事業のうち配ぜん人の場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 710円（消費税を含む）

但し、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1ヶ月間に3件を超える場合は、1ヶ月につき3件分に相当する額を限度とします。

（新たに求職の申込みを受理した月における求職受付手数料については、月の上旬に受理した場合は3件まで、中旬に受理した場合は2件まで、下旬の場合は1件のみ申し受けます。）

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	3,000円以内 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介サービス及び求人と求職の紹介その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための 調査・探索	着手金 100,000円 活動1日あたり 20,000円 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な 相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% 手数料負担者は関係雇用主とします。

* 求職受付手数料を除く、上記手数料の消費税は外税とする。

厚生労働大臣許可番号

13-ユ-090049



株式会社ワークアクト

東京都豊島区西巣鴨三丁目25番11号 ム01ｽﾃｰ-西巣鴨 410

〒170-0001 TEL 03-3576-3878 Fax 03-3576-3188